

一九二一年ロシア共産党肅清

尼川 創 二

【要約】党内の腐敗分子・無活動分子の排除と党の社会的構成の改善をめざして実施された一九二一年のロシア共産党肅清は、三〇年代の無残かつ醜惡な肅清とは異質のものであるといえよう。しかし、両者は全く無縁なのか。両者の間に連続する要素は全くないのか。問題となるものがあるとすれば、それは、二二年肅清とかつての労働者反対派に対する弾圧との関係である。二二年肅清は反対派弾圧に利用されたのか否か。この問題に明確な解答を与える資料は見出せない。しかし、労働者反対派を激しく非難した第一〇回党大会の二つの決議、イデオロギー的要素が目立つレーニンの肅清提案、サラトフ党組織の決議、中央統制委員会の役割、肅清についてのニジニョノヴゴロドの反対派の訴え、中央点検委員シキリヤートフの発言、コミンテルン執行委員会の特別審査委員会の会議での反対派指導者の言明……これらの事実を勘考するならば、二二年肅清が反対派の下部のメンバーへの弾圧に利用された疑いは濃厚であると判断できよう。

史林 六六卷一号 一九八三年一月

序

「肅清」という二文字を見れば、ひとは何よりもまず、一九三七～八年代に頂点に達した、ソ連の無残かつ醜惡な血の肅清、社会主義の歴史に拭うことのできない重大な汚点を残した、あの大肅清（党外にも及んだテロ）を想起するのであろう。

だが、党員として不適当な人物を党外に追放するという意味での「肅清（*чистка, очищение*）」^①は、ずっと以前から始まっていた。例えば、一九〇九年のボグダーノフ派の追放は、ボリシエヴィキ内部の理論上および戦術上の対立から生じた肅清であった。

一九一九年、ロシア共産党は全国的な「黨員再登録」を実施したが、これは事実上、権力掌握後の党の最初の大粛清にほかならなかった。ただし、この粛清は党内反対派の排除という性格は全く持っていなかった(當時は、党内反対派が弾圧を蒙るということではなかった)。この粛清は、続いて実施された労働者と勤労農民の大量採用とあわせて、(一)権力の座にある党の内部の腐敗分子(出世主義者、権力濫用者等)・無活動分子の排除、(二)非プロレタリア層の比重の顕著な増大を示していた党の社会的構成の根本的改善、を実行することによって、党のプロレタリア的性格を増大させ、党と大衆との弱まりつつある結びつきを再び強めることを目標としていた。しかし、この目標は十分達成されたとはいいがたく、主として労働者反対派の突き上げによって、二二年夏から翌年初めにかけて、大規模な粛清が党内で実施されるのである。

それでは、この二二年の粛清と三〇年代(特に後半)の粛清は、いったいどのような関係にあるのであろうか。

藤井一行氏は、注目すべき著作『民主集中制と党内民主主義』^③のなかで「レーニン時代の粛清」(二二年粛清)と「スターリン時代の粛清」(三〇年代粛清)とを対比している。

藤井氏は以下のようにいう。スターリン時代の粛清は、「スターリン独特の『粛清』理論の所産——規約上の粛清規程の独特な適用のそれ」であった。この理論によれば、かつての党内反対派は、現在は諸外国の手先に転化しており、自らを誠実、優秀な黨員であるかのごとく巧妙に偽装しつつ破壊活動に従事している、とされる。しかも、そのような「変質したトロツキイ主義者」と闘う方法は、「討論の方法」ではなく、「根だやしと撃滅」という新しい方法でなければならぬとされた。これは「物理的闘争の理論にはかならず」、「権力による肉体的抹殺という処分の道がここに用意」され、かくして、「誠実な共産主義者の多くが、まったくなんのいわれもなく、この『トロツキイ主義者』狩りの犠牲となつて苦し」んだのである。^④

これに対して、二二年粛清は、権力掌握後非プロレタリア分子が大量に入党したばかりでなく、党組織に多大の腐敗をもち込んでいるという認識のもとに実施されたものであった。労働者反対派など異見の持主に対する弾圧は禁止されたの

であり、「肅清の対象は、共産主義者としての『腐敗』と要約しうるような言行」にほかならなかった。そして、実際、肅清の結果についての報告によれば、除名されたのは「無活動分子やいわゆる腐敗的分子」だったのであり、そのうち労働者の割合は少なく、「無活動・腐敗分子が農民、インテリゲンツィア層に集中していたことが知られる」のである。^⑤

藤井氏は、右のように論じ、「肅清の規準や方法にかんするかぎり、レーニン時代とスターリン時代とのそれはきわめて異質なものであった」と述べている。^⑥

二一年肅清と三〇年代肅清とを「きわめて異質なものと見なすことに、筆者としては異論はない。だが、両者の間に連続する要素は、多少なりともあるのか、ないのか。藤井氏の書では、この点が明らかにされていないように思われる。

この点に関して示唆的なのが、リグビーの『ソ連共産党員』である。それは、二一年肅清が、ある程度まで、反対派を「懲罰する」のにも用いられたということを、簡潔ながら論じている。^⑦二一年肅清が反対派「懲罰」にも利用されたとするならば、それは——短絡は慎まなければならないが、やはり——三〇年代肅清に幾分なりとも連続する要素を内包していたといえるであろう。

ソ連では、二一年肅清はどのように扱われているであろうか。共産党史概説や当該時期の党史の研究書でこの肅清に触れていないものはない。それらはおおむね肅清と党内反対派に対する闘争とを別個の過程と見なしている。ただし、両者を完全に切り離しているわけではない。

スターリン時代の『全連邦共産党(ボ)史・小教程』は、「新経済政策の実施」にさいし、「党の政策に対する」「混乱助長者や(資本主義への)投降主義者」の「反抗が存在していたことは、党内の動揺分子を清掃(肅清と同義)する必要をいまいちど感じさせた」としていた。^⑧

比較的最近刊行された六巻本の党史は、「党内の反レーニン主義勢力に打ち勝ち、党の隊列を強固にするため、党内の異分子を清掃することが必要であった」と、かなり曖昧な表現をしている。^⑨

肅清と反対派に対する闘争とを強く結びつけているのはカトルギンである。彼は次のように述べている。「党は肅清を妨害するか、あるいはそれを自分自身の目的のために利用しようと努めていた階級敵の攻撃と決然たる闘争を行なっていた。党は特に、肅清を妨害しようとする『労働者反対派』の企てを暴露した。党のプロレタリア的構成に偽善的に賛成しつつ、このグループは、ロシア共産党内においてプロレタリアートに無縁の分子を保持しようとしていた。例えば、『労働者反対派』の指導者のひとりミヤニコフは、党の肅清にさいして『アナキストから君主制主義者まで』に出版の自由を与えることを提案し、これがあたかもプロレタリア党から異分子を『取り去る』かのごとく主張した。」^①

二二年肅清と反対派に対する闘争との関連づけは、このあたりでとどめられている。二二年肅清が反対派「懲罰」にも用いられたと明言しているものはない。そして、肅清は、腐敗分子および無活動分子の排除と、党の社会的構成の改善に大きな成果を収めた、とされている。

ソ連での見方は右のごとくであるが、奇妙なことには、二二年肅清そのものを主題とする研究書や論文は全く発表されていない。問題の掘り下げは、無用と見なされているのか、それとも回避されているのか。

本稿では、まず二二年肅清の決定・準備過程をたどったのち、この肅清が、党内反対派、特に労働者反対派「懲罰」に利用されたか否か、つまり、この肅清が三〇年代肅清に幾分なりとも連続する要素を内包していたか否か、という問題——レーニン時代とスターリン時代との連続と断絶の確定にもつながる問題——を検討してみたい。二二年肅清に期待されていた党の社会的構成の改善の問題については、紙数の関係もあり、末尾でごく大雑把な考察を加えるにとどめる。

① «Учредка» «Коммунизм」という言葉は、本来は単に「清めること」

二卷三号、一九七九年、を参照されたい。

「清掃」「浄化」を意味しているのであるが、政治の領域において、「組織（特に党派）を浄化すること」即ち「組織から不適当な構成員を排除すること」という特別の意味を持つようになった。

③ 藤井一行『民主集中制と党内民主主義——レーニン時代の歴史的考察』青木書店、一九七八年。

④ 同右、二四一—二四三頁。

② 拙稿「ロシア共産党の社会的構成（一九一七—二〇年）」『史林』六

⑤ 同右、二四五—二四七頁。

⑥ 同右、二四〇頁。

また、片山やとし氏は、「レーニン時代の粛清は全く民主的で合理的なものであった」と述べている(R・コンクェスト、片山訳『スターリンの恐怖政治』三書房、一九七六年、「訳者まえがき」)。

⑦ T. H. Rigby, *Communist Party Membership in the U. S. S. R.*, Princeton, New Jersey, 1968, pp. 98-100, 110. 著者 L. Schapiro, *The Communist Party of the Soviet Union*, Second edition revised and enlarged, University Paperback, London, 1970, p. 236; R. Service, *The Bolshevik Party in Revolution 1917-1923: A Study in Organizational Change*, London and Basingstoke, 1979, pp. 163-165 が粛清そのものの反対派陣営の可能性を示唆し、後者は「コミヤンの回想(後述)に言及している。なお、E・H・カー、原田他訳『ホリシエウキ革命』第一巻、みすず書房、一九六七年、一七一―一七二頁、L. Shapiro, *The Origin of the Communist Autocracy: Political Opposition in the Soviet State*, London, 1955, p. 340, 党内論『ソビエト政治史——権力と農民』勁草書房、一九六二年、一一二―一二六頁は、二年粛清における反対派陣営問題を取り上げている。R・デニエリス、国際社会主義研究会訳『ロシア共産党内闘争史』現代思潮社、一九六七年、は二年粛清そのものにはほとんど触れていない。

一 食糧税導入と労働組合論争

まず、二一年初めの食糧税導入と労働組合論争から論じることにした。これらこそが二一年粛清と党内反対派問題との複雑で逆説的な関係を生ぜしめたものだからである。

二〇年初めまでに国内戦はほぼ終結し、同年春の第九回ロシア共産党大会では、平和的経済建設が日程にのぼされた。

⑧ История Всесоюзной Коммунистической партии (большевиков),

Краткий курс, 1905 (1-ое изд., 1938), стр. 247. 東方書店出版部訳『ソ連共産党(ホリシエウキ)歴史小教程』東方書店、一九七一年、四〇七―四〇八頁。

⑨ История Коммунистической партии Советского Союза, т. 4, кн. I, М., 1970, стр. 85.

⑩ И. И. Каторгин, Исторический опыт КПСС по осуществлению новой экономической политики (1921-1925 гг.), М., 1971, стр. 224-225.

⑪ 著者 L. Schapiro, *The Origin of the Communist Autocracy: Political Opposition in the Soviet State*, London, 1955, p. 340. 党内論『ソビエト政治史——権力と農民』勁草書房、一九六二年、一一二―一二六頁は、二年粛清における反対派陣営問題を取り上げている。R・デニエリス、国際社会主義研究会訳『ロシア共産党内闘争史』現代思潮社、一九六七年、は二年粛清そのものにはほとんど触れていない。

しかし、従来の「戦時共産主義」的諸政策に抜本的修正は加えられず、むしろそれらの一層の拡大深化が意図された。二〇年を通じ、工業・労働・流通の各分野で厳しい措置が次々ととられた。だが、特に問題となるのは、政府と党の農業・食糧政策——具体的には、政府の穀物独占（食糧独裁）およびその手段としての食糧割当徴発——であった。工業が崩壊に瀕していたため、農業・食糧問題は、政府の全政策において枢要の地位を占めていた。国家は、工業生産の極度の低下のため、十分な見返りを提供することなく、農民の余剰（しばしばそれ以上の）農作物の収奪を続けていた。農民は、生産量の削減や、のちには一揆でこれに抵抗した。農業生産の低下が注視されるようになり、エスエルやメンシェヴィキばかりでなく、共産党内ですら農業・食糧政策の転換を求める声が聞かれた。しかし、それらは「自由商業論」の烙印を押され、厳しくしりぞけられたのである。

二〇年末の第八回ソヴェト大会では、農業生産を高めるために、国家による種子再分配や播種強制等の形で農業への国家の干渉を一層強化することが定められた。もっとも、この大会では、国家の要請に最高度に応えた共同体、その他の農業団体、個人農民にプレミアムを与えるという、「戦時共産主義」的でない方策も定められた。^②しかし、食糧独裁の保持、力づくでの割当徴発の続行、播種強制の実施という基本方針、そしてまたその後の農民一揆の拡大状況を見るならば、この方策を過大に評価することは適切ではなからう。農業生産向上に注意は向けられたが、そのための方法は、基本的には、従来通りの強制の方法であった。さらに、この時点でレーニンが食糧税について考え始めた形跡があるが、彼は、この税に関する構想を公然と展開しはしなかった。二一年春まで食糧税問題が全党的規模で討議されることはなかった。その間、農民一揆は終息するどころか一層激化していった。ロシア革命に内在する最大の矛盾が、はつきりと現われてきた。食糧危機が誰の目にも歴然としてきた二一年二月上旬になって、レーニンは食糧税（穀物税・現物税）^③導入の提案を初めて党中央委員会政治局に持ち込んだ。それは、二月二四日に中央委員会総会で承認された。

税そのものは目新しいものではなく、すでに一八年秋に、実際には施行されなかったとはいえ、徴発を補足する形での

現物税についての布告が出されている。^④ ネットを直接呼び出すことになった、今回決定の食糧税について重要な点は、税が徴発に代わるものとされ、しかも税額が徴発に比し減額されたこと、さらに、「地方的規模で」という限定つきながらも、税支払後農民の手に残る余剰の取引の自由が容認されたことであった。これは、当然食糧独裁の侵食を意味する重大な措置であった。^⑤ もっとも、食糧独裁は、いずれにせよ当分維持されるべきであった。シベリア、ウクライナ、ドン、北カフカースなど、これまで割当徴発が十分行なわれてこなかった地域では、割当徴発が続行されなければならなかった。^⑥ また、食糧税は、新しい収穫の始まる八月まで実施されえなかつたのである。レーニンは二一年五月の第一〇回党協議会で、「農民との交換にあてるだけの予備^{アソンド}がないことは事実」であり、「いま、強制の機構がなければ、必要なもの〔食糧即ち穀物〕を取ってくることはできない」と述べている。「予備」の不足は深刻であつて、レーニンは、食糧税の徴収でさえ容易ではないことを予想していた。^⑦

さて、「取引の自由」は、第一〇回党大会（二一年三月八日―十六日）の現物税（食糧税）導入についての会議（三月一五日）でレーニンが述べているように、「商業の自由」を、「個人的商品交換」を、「資本主義への後退」を意味していた。^⑧ 問題の核心はこのことであつた。これゆえに、共産党は税導入を拒み続けてきたのである。しかし、いまや税を導入し、取引の自由を認めなければ、ソウィエト権力の存続がおぼつかなくなつていた。この意味で、税導入と取引の自由の容認は、「退却」を、「譲歩」を意味していた。そして、実際、税導入と取引の自由の容認についての決定は、すぐさま農民の歓迎を受けたのである。^⑨

しかしながら、社会主義建設の可能性を追求してきたレーニンは、「国家的統合と国家の上からの諸措置^⑩」により、私的商人の介入を抑制しつつ、社会主義的生産物交換に至る道を模索し、それに望みをかけていた。^⑪ しかし、この構想は所詮無理であつたといわざるをえないであろう。国家の保持する工業製品は決定的に不足していたからである。レーニンが第一〇回党大会で言及した資本主義諸国との通商条約や利権なども、現実には、ようやくその緒についたばかりのものに

すぎなかった。取引の自由の容認後、現われ出たのは貨幣を伴う普通の売買、商業であり、国家の側はそれを押しとどめることはできなかった。私的商業の発展は、当時の状況下では、とても避けられるものではなかった。これは「取引の自由」の容認がすでに内包していたものであり、それが現実姿を現わしたのである。解き放たれた私的商業の作用は、まもなく工業部門にまで波及する。

食糧税導入という経済上の大転換を定めた第一〇回党大会は、また、党内分派を禁止し、労働者反対派の「偏向」を弾劾して政治的引き締めを強化したことで知られている。この「分派」問題を直接引き出したのが、ソヴィエト国家における労働組合の地位と役割の問題をめぐる「労働組合論争」であった。第一〇回党大会まで全党の注意を引きつけていたのは、農業・食糧問題ではなく、この論争であった。この論争は、無論、「戦時共産主義」継続を前提としていた。レーニン・ジノヴィエフら主流派およびトロツキー派と三つ巴の論争を展開した労働者反対派は、もともと工業へのブルジョア専門家の導入への反対から出発したもので、金属労働組合等の主要な組合の幹部を含んでいた。彼らは、一九年の第八回党大会で採択された党綱領・決議等に依拠し、二〇年中に強化された軍事的中央集権的工業・労働政策に異議を唱え、組合の地位の向上、労働者民主主義の拡大、国家と党の官僚制化の阻止、党の社会的構成の改善を強く要求していた。第一〇回党大会代議員選挙は、各派の組合政綱に基づいて実施され、主流派の圧倒的勝利に終わった。労働者反対派の代議員は全くの少数であった。この選挙結果は論争の帰結を明瞭に示していた。

だが、大会直前、労働組合論争を吹き飛ばすほどの大事件が勃発した。農民一揆に加えて、都市労働者がストとデモの大波を起こした。これは譲歩と抑圧によってまもなく鎮められたが、今度は、クロンシュタット海軍基地で共産党の諸政策に真向から反対する運動が生じたのである。第一〇回党大会でレーニンは、党の側での種々の「誤り」を認めながらも、これら大衆の反乱を「小ブルジョアの・アナキズムのストヒーヤ〔盲目的な自然成長力・自然発生の勢力〕」、即ち白衛派支配への「橋渡し」となる「小ブルジョアの反革命」と捉えた^④。この危機打開のためには、すでに党中央では同意を取りつけ

た農民への譲歩を断行しなければならぬが、政治的には、それだけ一層プロレタリア権力（共産党権力）を引き締めなければならぬ——彼はこう決意していた。政治的退却の道を彼は断固拒否した。共産党の政治独占を非難し、「多数勤労者の支配」をめざすメンシェヴィキやエスエルにも広範な自由を与えることは、彼の考えでは、反革命を招来することにほかならなかつた。メンシェヴィキとエスエルには「監獄のなかに（または白衛派と一緒に外国の雑誌のなかに）席を与えて」^⑤やるべきである、と彼は書いている。

労働者反対派の主張は、まさにこの「小ブルジョア的スチヒヤ」との関連で攻撃されたのである。彼らが、国民経済管理を掌握すべきものとして提起した「全ロシア生産者大会」について、ジノヴィエフは、第一〇回党大会の労働組合についての会議（三月一日）で次のように述べている。『生産者』（つまり農民も含む）の大会では、現在の困難な時機には、大多数は無党派であらうし、かなりの部分はエスエルとメンシェヴィキであらう。『労働者反対派』は、われわれが革命期に蓄積した巨大な資本のすべてを不安定な小ブルジョア的スチヒヤに渡すことを欲しているのだ。これに対し、労働者反対派の指導者シリャーブニコフは、「生産者」に「商品生産者」である農民を含めていないと述べた。^⑥しかし、主流派にしてみれば、現在、労働者すら小ブルジョア農民の「悪影響」を受けていることが問題であったのである。しかし、労働者反対派は、組合を下から改造することによって党と大衆との結びつきを強化することを望んでいたが、共産党の政治独占そのものを問題視することはなかつた。^⑦しかし、労働者をも含めた大衆が共産党の一党独裁に反対の声をあげ始めたこの時点において、労働者反対派の主張は、主流派からの激しい攻撃を受けることとなったのである。

① 以下、拙稿「ネップへの転換局面」『史林』五八巻二号、一九七五年、を参照されたい。

② *Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам*, т.

I, M., 1967, стр. 191.

③ B. И. Жилин, *Полное собрание сочинений* (1) Жилин, ПСС, т.

略, т. 42, стр. 333. 『レーニン全集』（四版の邦訳）大月書店（以下『全集』と略）三三巻、一三六頁。ただし、以下の引用にさいし、我流に直したところがある。

④ カー、第二巻（宇高訳、一九六七年）、一一五頁。

⑤ レーニンは「割当徴発を税に代えることについての演説のプラン」

のなかで、「いまは、国家の〔穀物〕独占は必須なものではなく（余剰全部ではなく）」と書かれている（Ленин, ПСС, т. 43, стр. 373. 『全集』三六卷、六三六頁）。

⑨ Ю. К. Сприжков. Продовольственные отряды в годы гражданской войны и иностранной интервенции, 1917-1921 гг. М., 1973, стр. 286-289.

⑩ Ленин, ПСС, т. 43, стр. 321-322. 『全集』三三卷、四五〇—四五二頁。

⑪ Там же, стр. 61, 69. 同右、二三〇、二三七頁。

⑫ И. Я. Трифонов. Классы и классовая борьба в СССР в начале мая (1921-1923 гг.), ч. 1, М., 1964, стр. 135-136. 軍隊（大多數が農民出身者）の気分の変化について С. Е. Рабинович, Делегаты 10-го съезда РКП(б) под Кроуштадом. — Красная звезда, 1931, No. 2, стр. 32. 他方、ウツマイナ、シベリアなど割当徴発が続行おれていた地域では、税導入を知った農民が徴発をいやがり、徴発が一層困難になるという事態が生じた（Сприжков, стр. 289-291）。

⑬ Ленин, ПСС, т. 43, стр. 69. 『全集』三三卷、三三八頁。

⑭ これについては、門脇彰「ネップへの移行の意義について」、荒田洋「食糧税への移行」、岡田進「過渡期における商品—貨幣関係」——

以上、門脇・荒田編『過渡期経済の研究』日本評論社、一九七五年、所収、石井規尚『「ネップ」初期研究』『史学雑誌』八六編二号、一九七七年、梶川伸一「現物税について』『史林』六二卷四号、一九七九年、参照。

⑮ この論争の経過については、限定された視角からのものであるが、辻義昌「労働組合論争」中山弘正編『ネップ経済の研究』御茶の水書房、一九八〇年、が詳しい。なお、前掲拙稿「ネップへの転換局面」二五—二九頁参照。

⑯ Ленин, ПСС, т. 43, стр. 7-15. 『全集』三三卷、一七六一—一八三頁。

⑰ Там же, стр. 23-24. 同右、一九—一九二頁。

⑱ Там же, стр. 241. 同右、三九一頁。

⑲ Десятый съезд РКП(б). Стенографический отчет. М., 1933, стр. 349-350; Десятый съезд РКП(б). Стенографический отчет. М., 1963, стр. 347-348. 点を付した箇所は六三年版では「メンシェウキと黒百人組」となっている。以下、異同がない限り、六三年版の議事録（速記録）（以下 X съезд と略）のみを記す。

⑳ X съезд, стр. 360.

㉑ Там же, стр. 359, 388.

二 肅清の決定

肅清実施の決定は、第一〇回党大会の、「党建設」についての会議（三月一日・二三日）でなされた。労働者反対派は、この会議でも独自の決議案を提出している。その内容は次のようなものであった。

現在党が経験している危機の内的原因は、党が国内戦期の「軍事的管理方法」を党・ソヴィエト・労働組合建設の分野

に移し、黨員大衆の党活動への積極的参加を排除していることにある。それは、「党指導者の一般黨員に対する明白な不信」^③に基づくものであり、その結果、労働者の自主活動やイニシアティブは抑制され、命令と威嚇と強制を伴う官僚主義がはびこり、出世主義分子、取り入り分子が党内に流入した。プロレタリア大衆間での党の人氣は失われ、労働者の大量脱党やストすら生じている。一般黨員の自主活動の発展強化こそが必要であり、内外の危機のときでさえも労働者民主主義を実現しなければならぬ。「プロレタリア・半プロレタリア大衆の生き生きとしたイニシアティブと自主活動」^④のみが、新しい生産形態を創り出すことができる……。

労働者反対派が提起した具体的措置のうち、まず第一にあげられているのが、党の即時粛清であった。これにより、個人的利益のみを求めて入党した腐敗分子は排除されるべきであった。階層については、「非労働分子」^⑤に厳しい審査がなされるべきであった。そのほか、次のような措置が提案されている。全党員が單純肉体労働に三カ月以上従事し、普通の労働者と同じ条件で生活すること。全指導機関を選挙制にし（任命は例外としてのみ認める）、全党員は選挙人に定期的に報告する義務を負うこと。党内の批判・討論の自由の機会を保証すること。さらに、指導的党諸機関の労働者化、細胞の強化、等々。

民主主義的中央集権派も決議案^⑥を提出したが、その内容は、党粛清の要求を含めて、労働者反対派のものと重複するところが多い。しかし、他方で同案は、農民や遅れた労働者の不満が党内先進層にも反映し、「マハイスキー主義的〔反インテリの〕」「サンジカリスム的」「不健全な偏向」^⑦が生じていることを指摘し、暗に労働者反対派を批判している。また、同案は、出版物における討論の自由についても、これが「非黨員の前での党の統一と權威の保持の考慮によってのみ制限される」^⑧としている。民主主義的中央集権派は、労働者反対派に比べれば、明らかに主流派寄りであった。

なお、トロツキー派は党建設問題については特別の決議案を出さず、主流派に同調した。

大会で採択された党中央委員会案は、軍事的活動が優先した時期に形成された極度に中央集権的な軍隊的党組織形態

(軍事的命令のシステム)は軍事的時期には目的に適ったものであったとしながらも、そこから官僚主義的傾向が生じ、大衆からの党の遊離が生じていることを率直に認め、労働者民主主義の拡大、細胞の強化、党粛清、セクト主義打破のための配置転換、党員の肉体労働従事、を明言している。しかし、この案は、他方では、プロレタリアートの敵の存在、経済危機、労働農間の好ましからざる相互関係、プロレタリア大衆の疲労の現われによって、現在国内の諸矛盾、党内の軋轢が尖鋭化していることを強調し、「党の絶対的統一」^⑩を要請している。労働者民主主義の拡大も「反革命勢力との直接の闘争の必要における障害に出会わぬ限り」^⑪という条件が付されているのである。

中央委員会を代表し、党建設問題についての主報告を行なったのは、これまで主流派からかなり離れた位置にいたブハーリンであった。リャザノフは、この主報告の役割がブハーリンに押しつけられたという意味のことを述べている。^⑫ブハーリンは、報告の冒頭で、中央委員会のテーゼ(決議案)が作成されたとき、クロンシュタット反乱や都市労働者のストとデモという危機は生じておらず、それゆえ、テーゼの一部は「古くなった」^⑬と述べている。

党中央は労働組合論争の過程で、大衆から孤立化しつつある党の内部対立の激化を憂慮し、労働者反対派の主張に幾分歩み寄っていた。このことは、「同志ブハーリンが提案した多くのことは、彼がわれわれのテーゼから写したものだ」^⑭という、労働者反対派のメドヴェーデフの発言、コロンタイの同様の発言^⑮からも推測できる。しかし、事態が危機的なものに転化したいま、労働者民主主義の拡大という措置が内包する危険性を、党中央は痛感するにいたったのである。いきおい、労働者反対派への対応は、一層厳しいものとなった。

ブハーリンは次のように論じている。労働者反対派と民主主義的中央集権派は、国内の階級分割という事実、労働者階級が絶対的少数であり、著しい程度に脱階級化しているという基本的事実を無視し、労働者民主主義を労働組合やソヴェトにまで無制限に拡大しようとしている。このような誤った方針は、プロレタリアートの独裁を瞬時に崩壊に導くであらう。^⑯

農民への譲歩（ブハーリンはここで「農民プレスト」という表現を用いた）即ち税導入という、すでに党中央で決定されていた措置を仄めかしながら、ブハーリンは以上の点を強調した。要するに、農民への譲歩が小ブルジョア的スチヒーヤによるプロレタリアートの独裁（党独裁）の打倒へと発展せぬように注意しなければならなかったのである。

さらに彼は、「これがいかに奇妙であろうと、そしてシリャーピニコフのような金属労働者の同志たちがこれをいかに弁駁しようと」、労働者反対派は、実際には、そして客観的には「農民反対派」である、とさえ述べている^⑮。この大会で中央委員に選出されることになる主流派のヤロスラフスキーも、労働者反対派の主張は、シベリアで「バルチザン運動の形をとっている農民反対派」の主張と同一であると述べた^⑯。また、ダニシエーフスキーも、特にシベリアの例をあげ、「客観的には、『労働者反対派』は政治的に無党派やエヌエルの気分と結びついている」と発言し、ブハーリンを援護した^⑰。労働者反対派と農民との関係がどの程度のものであったかは不明であるが、右のような認識に立脚するならば、労働者反対派を厳しく非難することは、党中央にとって是非とも必要なことであった。

だが、党中央は、他方では、前述のように、労働者反対派に歩み寄り、彼らを自分たちのほうに引き寄せようとした。党建設問題についての決議^⑱には、「無党派大衆に対する党の影響の強化」、「反革命勢力との闘争の準備」、「党の思想的戦闘的統一」などの語句が新たに追加されたが、労働者民主主義の拡大、活動家の肉体労働従事、大規模な肅清の実施、が明記されている。

しかしながら、労働者民主主義の拡大という措置は、党独裁を継続し、党内規律と思想的結束を強め、主流派に権力を集中して危機を乗り切ろうという基本方針に抵触するものであり、極めて限定された形をとらなければならなかった。事実、翌年の第一一回党大会では、少数ながら参加できた反対派代議員から、労働者民主主義の拡大という措置が実行されないという苦情が噴き出すのである^⑲。

また、党肅清が必要だという労働者反対派の主張にも主流派は同意したが、両者にとって、肅清の内容は、かなり異な

るものであったのではなからうか。労働者反対派の最大の力点は、官僚主義に毒された非労働分子、ブルジョア出身者を党から排除することに置かれていたように思われる。なるほど、彼らは農民を小ブルジョアと見なしてはいたが、彼らが従来攻撃的としてきたのは、何よりもまず、特権的地位についていたホワイトカラー出身層、なかならずブルジョア専門家であった。このゆえに彼らは、ほかの黨員から、しばしば「マハイスキー主義者」のレッテルを貼られたのである。

他方、主流派は、第一〇回党大会の時点で、ブルジョア専門家を含むホワイトカラー層の脅威よりは、国内の膨大な農民層の脅威のほうを痛感していたのであり、小ブルジョア農民のストヒーマヤが労働者層にまで、また党内にまで及んでいくとして、そこに最大の危険性を見ていた。繰り返しいうならば、税導入という譲歩のうち、国家の上からの措置によって押さえられることになっていたとはいえ、その危険性の増大が十分予想される小ブルジョアの要素から、いかにしてソヴィエト国家と党を守るかが焦眉の問題であった。

大会最終日、分派を禁じ、また中央委員と中央統制委員の三分の二をもって中央委員を党から除名しうることを定めた秘密条項を含む(A)「党の統一について」の決議案と、特に労働者反対派にねらいを定めた(B)「わが党内のサンジカリスムのおよびアナキズム的偏向について」の決議案(ともにレーニンが原案を執筆)が突如提出され採択されたのであるが、そこにも肅清についての言及がなされている。

レーニンの原案を見ると、(A)では、「いわゆる『労働者反対派』〔決議では以上の部分は「黨員」となっている〕の特別の注意を引いた問題、即ち非プロレタリア的な、信頼のおけない分子を党から肅清すること」等々の問題についての実務的提案はどんなものでも、「最も注意深く研究し、実践活動でそれを試みなければならない」との、明らかに反対派への歩み寄りを示す一節が挿入されている。

ところが、(B)では、まず冒頭に、「最近数ヶ月の間に、党の隊列には、サンジカリスムのおよびアナキズム的な偏向が

はっきり現われた。このことは思想闘争上の断固たる措置をとり、さらに党を粛清し、健全にすることを要求している^⑧と述べられている。粛清が反対派そのものにも向けられるのかどうかは明言されていない。しかし、続いて、「この偏向は、主として、プロレタリアートに対する、またロシア共産党に対する小ブルジョア的スチヒヒヤの影響によるものである」^⑨との説明があり、さらに、「『労働者反対派』の全見解に浸透しているのは、こういう偏向であ」^⑩り、「『労働者反対派』やそれに類する分子の見解」は「プロレタリア革命の階級敵を實際に助けるもの」であって、「これらの思想の宣伝は、ロシア共産党に所属することと相容れない」^⑪とまで述べられているところを見るならば、労働者反対派がその見解を放棄しない限り、来たるべき粛清の対象に反対派そのものも含まれると、——少なくともその可能性があると、判断してもあながち不当ではあるまい。

他方で、レーニンらは、この大会で新たに中央委員に選出された労働者反対派のシリャーブニコフとクトゥーゾフが、労働者反対派に向けられた(A)と(B)の二つの決議に激昂して辞職を声明したのに対し、中央委員の職にとどまるよう義務づけ(大会で可決)^⑫、反対派がその見解を棄て、主流派の方針に従うことを期待した。しかし、第一〇回党大会によって解散を宣言された労働者反対派のうちクトゥーゾフら一部の者はまもなく主流派に歩み寄ったものの、残りの部分はやを散めず、ネップがその全貌を現わすにつれて、党中央への批判をますます強めてゆくのである^⑬。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ① X cpeam, cnp. 651-656. | ⑥ Tam mc, cnp. 644-651. |
| ② Tam mc, cnp. 652. | ⑦ Tam mc, cnp. 646. |
| ③ Tam mc, cnp. 653. | ⑧ Tam mc. |
| ④ Tam mc. | ⑨ Tam mc, cnp. 293-294. |
| ⑤ Tam mc, cnp. 654. | ⑩ Tam mc, cnp. 218. |
| ⑥ Tam mc, cnp. 656-662. | ⑪ Tam mc, cnp. 272. |
| ⑦ Tam mc, cnp. 657. | ⑫ Tam mc, cnp. 300. |
| ⑧ Tam mc, cnp. 659. | ⑬ Tam mc, cnp. 217-233. |

① Там же, стр. 224.

② Там же, стр. 223.

③ Там же, стр. 262, 264 см. там же, стр. 105.

④ Там же, стр. 284-285.

⑤ Там же, стр. 559-571.

⑥ 例として, Единнадцатый съезд РКП(б). Стенографический отчет.

№. 1961 (以下 XI съезд 参照), стр. 200, 465. 同様の声が、反対派

に属して、ならぬ代議員からあがった(там же, стр. 427)。

⑦ 党建設問題についての副報告を行なった労働者反対派のイダナツフ

は、「ブーリンは爾語を認めたことと」「週刊前ではなかった」一

歩前進を行なった」と述べた(X съезд, стр. 239)。

⑧ 本稿四三頁参照。

⑨ X съезд, стр. 105, 269, 281, 296.

⑩ Ленин, ПСС, т. 43, стр. 244. 『全集』三三卷 三九四頁。

⑪ この「第七項」は、一九二四年の第三回党協議会によって、その

公表が決定された(X съезд, стр. 573, прим.; Ленин, ПСС., т. 43,

стр. 441, прим. 42. 『全集』三三卷 五七一頁, 注二五二)。これは周

知の事実である。ところが、一九二一年にライプツィヒで刊行された

ラヂックの小冊子には、この「第七項」の内容がそのまま記されてい

る(K. Radek, Der X Kongress der Kommunistischen Partei Ruß-

lands, Leipzig, 1921, S. 19)。これは、誤りである。

⑫ X съезд, стр. 573.

⑬ Ленин, ПСС, т. 43, стр. 91. 『全集』三三卷 二五四頁。

⑭ Там же, стр. 93. 同右 二五六頁。

⑮ Там же, 同右。

⑯ Там же, стр. 95. 同右, 二五七頁。

⑰ Там же, стр. 96. 同右, 二五九頁。

⑱ X съезд, стр. 542.

⑲ ネットに対する反感は、この労働者反対派のほか、コムソール、
文学者・著作家の間で顕著に現われた(G. Meyer, Studien zur so-
zialökonomischen Entwicklung Sowjetrußlands 1921-1923, Köln,
1974, S. 127; XI съезд, стр. 662)。

三 肅清の準備

党肅清の準備状況については、資料不足のため、その詳細は明らかではない。

目立った動きは五月から始まる。五月一日、党中央委員会総会で、「中央委員会の組織活動の当面の諸課題」などと
ともに、「党肅清遂行の諸問題」が審議された^①。

五月下旬の第一〇回党協議会では、モロトフ(責任書記・組織局員)が「党の当面の組織活動について」の報告を行なっ
ており、このなかで肅清問題も取り上げられたはずであるが、奇妙なことに、このモロトフ報告は、協議会議事録(速記録)

に載せられていない。議事録編集部の説明によれば、この報告は探索にもかかわらず見出せなかったとのことである。^②

六月二一日の政治局会議は、党員の点検と粛清に関するレーニンの提案を審議した。レーニンは、古参労働者党員が登録を行なうこと、真の労働者や勤労農民には手続を最小限にすることを提案した。また、彼は、「少しでも疑わしい」党員を「すべて除名」する（ただし、追加的点検と練磨ののちの復党の権利は認める）ことを要求し、さらに、特別の点検を要する部類として、(一)一〇月革命後に他の政党から入党した者、(二)革命前から官吏であった者、(三)特権ある職務にあった者、(四)ソヴェト職員、をあげている。^③ 他党出身者が真先にあげられている点に注目すべきである。なお、(一)～(四)の点検のさい、職場で接触のあった党員と非党員の意見を聞くよう提案されている。^④ この提案は政治局会議で採択され、六月二五日の政治局決定の基礎となった。^⑤

六月三〇日、中央委員会と中央統制委員会による「党の点検・再審査・粛清の問題についての決定」が『ブラウダ』に発表され、レーニンの提言に基づく粛清の条件、期間（八月一日～一〇月一日）、中央と地方の点検委員会（粛清委員会ともいう）の設置、粛清期間中の、労働者と非搾取農民以外の者の入党停止、等が明らかにされた。^⑥ 七月七日、政治局は、ザルツキー、○シリヤーブニコフ、○チュールィンシェフ、ソリツ、シキリヤートフを中央点検委員に、モロトフ、プレオブラジェンスキー、レーベデフ、○メドヴェーデフ、アンチーポフを同候補に任命した。^⑦ 三名のかつての労働者反対派のメンバー（○印）が任命されていることが目を引くが、彼らは最も強く党粛清を要求してきた者であり、党指導部の側でも、これを無視することはできなかったであろう。

七月二七日、全党諸組織に向けての「党粛清について」の中央委員会の呼びかけが、『ブラウダ』に発表された。^⑧

この呼びかけは、これまでの党員再登録が所期の目的を達成しなかったことを認め、今回の厳格な粛清では、「最大の注意が、我々とは社会的に無縁の層から出てきた党員に向けられなければならない」と明言している。「ロシア共産党は労働者の党であり、プロレタリアがその基盤でなければならない」からである。^⑨ 諸階層についての注意事項を見よう。

(一) 労働者については、点検のさいの手続は必要最小限にすべきである。しかし、労働者出身の者のなかにも、すでに「プロレタリアの一切の良き特徴」を失い、「官僚の一切の悪しき特徴」を持つ「悪しき『高官』」が存在することに留意しなければならない。

(二) 農民は赤軍等を通じて大量に入党してきたが、彼らはしばしば十分な訓練を受けていない。彼らに十分な教育と訓練を与えることが「党の最も重要な任務」である。実際に農村で働いており、実際に貧農出身の者、将来党が多数の組織者、経済活動家、新しい経済制度の建設者を汲み出す、これら「最も貴重な分子」を、党は何としても党内に保持しなければならぬ。他方、欲得づくで入党し、腐敗を持ち込んでいる富農クワレン、小ブルジョア農民は、すべて入念に篩い落とさなければならぬ。

(三) ホワイトカラー層(ソヴィエト職員、ブルジョアインテリ出身者)に対しては、特に敵しい態度を取るべきである。しかし、ここでも、真に誠実な、党に忠実な者がいるということに留意しなければならない。^⑩

見られるように、労働者と勤労農民を優遇する点検方針が示されている。しかし、同時に、特定階層出身者の機械的排除は、いましめられているのである。

社会的構成に関する注意は以上のごとくである。しかし、呼びかけは、さらに、「特に入念な点検を要する特別の部類」として、小ブルジョア政党、特にメンシェヴィキから移ってきた者をあげ、以下のような詳細な説明を付している。小ブルジョア的ステヒィヤとの闘争を持続しなければならない共産党は、メンシェヴィキ出身者に対して特に慎重な態度をとるべきである。彼らは、しばしば無意識のうちに半メンシェヴィキ的気分にとどまっており、それを共産党内に持ち込んでいる。「メンシェヴィズムは伝染病であり、衷心から全快を望んでいる者でさえ、たやすくは快癒しない。これらの分子は、我々の党諸組織ばかりでなく、労働組合のようなより広範な労働者組織をも感染させている。」このことは、労働組合の「独立性」というメンシェヴィキ的思想、サンジカリスト的・メンシェヴィキ的・エスエルの「生産者組合」の思

想の広がりにはつきりと現われている……^⑪

先の党大会で「偏向」の烙印を押された党内反対派については、彼らに注意を向けよとの指示はなされていらない。逆に、呼びかけは、明確に、「党内で異見を有する者についての（例えば、かつての『労働者反対派』等に対する）弾圧は決して容認されない」と述べているのである。^⑫ちなみに、ここは、ソ連人研究者が言及しないところである。この指示が実際に厳守されたか否かの問題はあとにまわし、再度、レーニンのほうに目を向けよう。

粛清は実際には八月一日から始まったのであるが、レーニンは、粛清の最中、九月二一日に『ブラウダ』に「党の粛清について」の手紙を発表し、「大衆の指摘ならば何でも服従するわけではない」という限定をつけながらも、党外大衆の意見を考慮しつつ党粛清を行なうこと（これはいくつかの地域で実際に行なわれていたらしい）^⑬の重要性を指摘したのち、特に、「党粛清の部分的な任務」として、「かつてのメンシェヴィキを党から粛清すること」を強く促している。彼はいう。

「私の考えでは、一九一八年の初め以降に入党したメンシェヴィキのうち、党に残すのはおおよそ一〇〇分の一以内とすべきであり、それも、残す者の各々について三、四回点検したうえでのことである。」なぜなら、メンシェヴィキは、一八二一年に、二つの性質を、即ち(一)「労働者間で支配的な流派に巧みに順応し、『取り入る』という性質」、(二)「一層巧みに白衛派に誠心誠意任せ、口先では彼らを否認しながら、実際には彼らに奉仕するという性質」を証明したからである。この二つの性質は「メンシェヴィズムの歴史全体から出てくるもの」である。「『うわべ』を塗り変えたものの心のなかでは依然メンシェヴィキであるようなメンシェヴィキ」を粛清しなければならぬ。^⑭

レーニンが、粛清に関して、純粋に道徳的な問題だけでなく、イデオロギイ的な問題をも持ち出していることは明らかであろう。

メンシェヴィキに対するレーニンの態度は極度に厳しい。彼らが思想的にポリシェヴィキに比較的に近いだけに、警戒心は一層強まるのであろう。レーニンは、メンシェヴィキを反革命への橋渡しの役割を果す者と決めつけていた。

革命後、メンシェヴィキは——彼らの側では——合法的反対政党としての立場を堅持してきた。彼らのなかには右へ流れたり、反対に共産党に乗り換える者もいたが、指導部は政府への武装蜂起に反対し、反革命に加わるメンバーには除名という強い手段をとってきた。しかし、彼らは、共産党独裁を、社会主義諸政党(共産党から見れば小ブルジョア諸政党)への弾圧を、市民的自由の抑圧を、「戦時共産主義」的諸政策を、革命の根本原則からの逸脱として批判してきたのである。二一年中に生じた経済上の転換は、先にメンシェヴィキが提案していたものと結果的に合致しており、彼らの影響力の一層の増大が予測された。しかし、共産党指導部は、メンシェヴィキに政治的権利を認めることは、なしくずしの反革命を招来することと判断していた。二一年中にメンシェヴィキは実質上非合法化された。だが、それだけにとどまらず、共産党に流入した元メンシェヴィキに対しても警戒が強められたのである。先に見たように、党中央は、党内反対派のなかにも、メンシェヴィキなど「小ブルジョア諸政党」の有害な影響を見出していたのである。

肅清に関するレーニンの提案のなかには、このようなイデオロギー的要素が強く含まれていた。三〇年代肅清においてトロツキズムが「メンシェヴィズムの変種」として大弾圧を受けたことを想起するならば、このことは見逃がせないことである。

元メンシェヴィキの肅清を提案しながら、レーニンは労働者反対派に対する措置については何も述べていない。反対派に特別の注意を向けるようにとも述べていないが、肅清にさいして反対派への抑圧があつてはならないとも述べていないのである。とすれば、呼びかけのなかの「党内で異見を有する者についての(例えば、かつての『労働者反対派』等に対する)弾圧は決して容認されない」という一文はどう解すべきか。この一文の挿入の経緯は明らかではないのであるが、当時、中央委員会と中央統制委員会の内部に、少数ながら、シリヤープニコフら労働者反対派のメンバーがいたことが思ひ出されるべきである。恐らくは、彼らが挿入を強く要請し、中央委員や中央統制委員の多くの同意を得たのであろう。

- ⑤ Протокола Десной Всероссийской конференции РКП(б), М., 1933. 藤本和貴夫氏の御好意により閲読。
- ⑥ Там же, стр. 740.
- ⑦ Ленин, ПСС., т. 43, стр. 361. 『全集』四二卷、四二二—四二三頁。
- ⑧ Там же, стр. 741.
- ⑨ Там же, 同右、四二三頁。
- ⑩ Там же, стр. 742.
- ⑪ Там же, стр. 460, прим. 120, 同右、七四六頁。注四二一。
- ⑫ «Правда», 30 июня 1921 г.; «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 40—41. ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ⑬ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ⑭ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ⑮ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ⑯ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ⑰ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ⑱ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ⑲ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉑ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉒ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉓ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉔ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉕ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉖ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉗ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉘ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉙ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉚ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉛ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉜ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉝ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉞ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㉟ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊱ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊲ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊳ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊴ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊵ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊶ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊷ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊸ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊹ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊺ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊻ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ㊼ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊽ ㊾ ㊿
- ㊽ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊾ ㊿
- ㊾ «Известия ЦК РКП(б)», No. 33, октябрь 1921 г., стр. 38—40. ㊿

四 労働者反対派問題

七月の呼びかけのなかで、粛清のさい「異見を有する者」を弾圧することは禁じられた。しかし、労働者反対派（正確には、かつての労働者反対派）に対する締めつけは、すでに進行していた。まず、ミヤスニコフ事件から見てゆこう。

五月二日、古参労働者党员ミヤスニコフは、中央委員会に覚書を送り、そのなかで、経済復興の指導者としての企業の労働者代表ソヴィエトの復活、農民組合の組織化、「君主制主義者からアナキストにいたるまでの」言論と出版の自由、を提唱した。レーニンの説得、組織局の叱責にもかかわらず、ミヤスニコフは宣伝活動を続けた。しかし、処分は慎重になされた。七月末に組織局はミヤスニコフのテーゼを反党的なものと断定したが、彼が除名（一年後に再入党を申し込む権利つき）されたのは二年二月のことであった。^①先に述べたように、カトルギンは、ミヤスニコフの例を引き合いに出して、労働者反対派は実際には「党内においてプロレタリアートに無縁の分子を保持しようと努め」、粛清を妨害したと論じて

いるが、これは粗雑にすぎる議論であるように思われる。ミヤスニコフを労働者反対派の一員と見なすことには大いに問題がある。彼は労働者反対派の政綱に署名していない。^②労働者反対派は、農民組合の設立には同意しなかったし、共産党以外の諸党派にまで政治的自由を与える考えはなかった。^④シリャープニコフは、二四年執筆の論文のなかで、ミヤスニコフもパニューシキン（第一〇回党大会後、労農社会党を設立し逮捕されたが、のち共産党に復党）も、労働者反対派の思想の表明者ではなかったと述べている。^⑤ただし、ミヤスニコフが労働者反対派と無縁であったとはいえない。後述の「二二人の宣言」にミヤスニコフも署名しているのである。^⑥

第一〇回党大会後、大会で承認された主流派の労働組合政策が実施された。それは、組合の急激な国家機関化をしりぞけ、組合に一定の自治を許してはいたが、同時に、組合に対する党のイデオロギー面での統制の強化をめざしていた。この党の統制——事实上、党中央の統制——という要素が、すぐに前面に出てきた。五月、労働者反対派の拠点であった金属労働組合の大会の共産党フラクションは、党中央委員会が用意した組合指導部の推薦候補者名簿を一二〇対四〇で否決したが、中央委員会はこれを無視し、自分の推薦した者を組合指導部に任命し、労働者反対派は主導権を失った。シリャープニコフの抗議の中央委員辞職は、受け容れられなかった。^⑦

同じ五月の第四回労働組合大会の直前、大会の共産党フラクションに渡された組合の任務に関するテーゼに、リャザノフ（かつてはメンシエヴィキに所属。労働者反対派とは見解を異にしていた）が「プロレタリア民主主義の正常な方法」の入念な実行という語句を含む一節を加え、これがフラクションの圧倒的多数の賛成を得た。党中央委員会がすぐに乗り出し、テーゼを復原した。リャザノフは以後組合活動から完全に引き離された。^⑧このうち、組合に対する党指導部の統制は一層強化されていったのである。

七月、シリャープニコフは、一細胞において、企業の賃貸しに関する最高国民経済会議の決議を「反労働者的」なものとして批判した。これを知ったレーニンは、「党の統一について」の決議の秘密条項に基づき、シリャープニコフを党規

律違反のかどで党から除名することを提案したが、八月九日の中央委員会と中央統制委員会の合同総会では、一票差で除名に必要な三分の二の同意を得られなかった。^⑨ 第一一回党大会での中央統制委員会代表ソリツの報告によれば、シリャーブニコフを粛清に関する機関である中央点検委員会から除くという提案も結局通過しなかった（ただし、ソ連人研究者ズローヴィナは、未発表党文書を典拠として、シリャーブニコフが中央点検委員を解任されたと記している）。^⑩

二二年二月、労働者反対派を約半数含む「二二人」（のちコロンタイほか一名が参加）の署名した声明が、コミンテルンに提出された。この「二二人の宣言」^⑪は、「党の社会的構成（労働者四〇%、非プロレタリア六〇%）」がブルジョア勢力の党内への浸透を助長していると述べたのち、次のように続けている。ロシアの党指導部は「自分で自分の意見を創ろうとしているすべての者——特にプロレタリア」を圧迫し、そのような意見の発表に対して「あらゆる弾圧的手段」を講じている。「プロレタリア大衆を国家に近づけようとする試み」は「アナルコ・サンジカリスム」と見なされ、それを擁護する者は「迫害」にさらされている。「党官僚と労働組合官僚の連合勢力は、その地位と権力を利用し、労働者民主主義の原則の実現に関するわれわれの諸大会の諸決定を無視しているのである。」

この「二二人」の上訴に対し、コミンテルン執行委員会は、三月初め、「二二人」の言行は正しいものではなく、メンシェヴィキなど共産主義の敵を利し、党を弱めるものであるという決議を行なっただけであった。しかし、三〜四月の第一一回党大会では、中央統制委員会代表ソリツが「二二人」を分派活動のかどで処罰することを提案した。^⑫ 大会で設置された調査委員会は、除名済みのミヤスニコフのほか、首謀者としてコロンタイ、シリャーブニコフ、メドヴェーデフを、経歴詐称者としてミーチン（委員会によれば二〇年までメンシェヴィキ）、クズネツォフ（一時商業に従事を党から除名（経歴詐称者は再入党讀願権なしの永久追放）することを大会に勧告した。大会はミーチンとクズネツォフを永久追放という厳罰に処することには同意したが、首謀者三人の除名には反対した。^⑬ カーはここに、「党内における寛容の伝統」が容易に死ななかつたことの証を見ているが、「二二人」の主張に対する一定の共感もここで働いていたのかもしれない。ともかく、労働

者反対派の指導者については、除名——共産党が事実上唯一の合法的政党であり国家と融合しつつあるという状況のもとでは特に重大な意味を持つ処分——はついになされなかつたのである。

しかし、労働者反対派の下部のメンバーについてはどうであつたらうか。

労働者反対派の力の強かつたモスクワでは、二二年三月、モスクワ党委員会書記ヤコヴレワが党中央委員会によって召還され、代わりにゼレーンスキーが書記に任命されて反対派一掃に尽力した。¹⁸⁾七月にはパウマンスキー地区で労働者反対派の「破壊活動が暴露され」、モスクワ委員会は反対派指導者を他の地区へ移した。¹⁹⁾反対派の一員が除名された。²⁰⁾

サマラ県党組織は労働者反対派支持グループの一大拠点であつた。二二年二月からここでは反対派支持グループを中心とする県党委員会が活動し、その対抗者の申し立てによれば、規律を著しく弱め、組織を崩壊せしめた。八月、党中央統制委員会はサマラに委員を派遣した。続いて党中央委員会はサマラの党委員会とソヴェエトの上層部をことごとく解任し、モスクワ委員会の要職にあつたミンコフをサマラ県党委員会書記に任命した。²¹⁾

このほか、労働者反対派(そしてまれにトロツキー派)の活動は、ドンバス、ペンザ、ニジニョヴゴロド、ロストフ、ナドヌー、オムスク、トヴェーリ、トゥーラ、ヤロスラヴリ、イワノヴォ・ヴォズネセンスクなどで顕著に現われたが、いづれも、反対派の解任、左遷、除名等の方法で押さえ込まれた。²²⁾

それでは、この反対派との闘争と、八月一五日から年末まで、一部では翌年まで続いた党肅清との関係はどうであつたか。リグビーは、疑わしい党員はすべて放逐すべきであるというレーニンの提案をあげ、肅清の対象が中央委員会の悩みの種であつた諸グループにまで及ぶよう意図されていなかつたとは信じがたい、と述べ、²³⁾さらに、肅清において、出世主義や道徳的墮落とともに、²⁴⁾「誤つた」政治的見解と闘うことが意図されていたということ、²⁵⁾党の地方諸組織の諸文書のなかでずっと明確になるとして、二二年六月、サラトフ党組織が採択した一決議のなかの、来たるべき肅清に関する次のような部分を引用している。

第一〇回党大会は「党の統一の必要を無条件で宣言」した。党が強化され、新しい諸任務の準備を整え、組織化された権威あるものであり続けるためには、「党に取り入ったか、あるいはたまたま党に潜り込んだ分子をすべて党から肅清することに即座に着手し、ロシア共産党員の動揺あるいはイデオロギー的偏向とすぐさま闘い始める必要がある」^⑧。

曖昧な表現ではある。しかし、「肅清」と「イデオロギー的偏向」との闘争との一定の密接な関係が感じられる。次に、肅清の実行にあたった点検委員会に目を転じよう。地方点検委員会内に労働者反対派のメンバーがいたかどうかは明らかではないが、少なくとも、中央点検委員会には、前述のように、労働者反対派の人々を加えられたのである。点検委員会における反対派の存在が、肅清のさいの大規模な反対派弾圧にある程度ブレーキをかけたということは十分考えられることである。しかし、点検委員会のなかで反対派が多数を占めていたわけではない。また、点検、審査に関して問題が生じたとき、最後の決定権を握っていたのは、点検委員会ではなく、中央統制委員会（委員七人、同候補三人のうち、反対派のメンバーはチェールイシェフひとり）^⑨であったという事実を見逃がしてはならない。実際、統制委員会は、点検の面ばかりでなく、地方点検委員会への人員派遣という面でも肅清に深く関与していた^⑩。全国的肅清完了後、第一回党大会は、この統制委員会に点検委員会の仕事を継続させることを決議するのであるが、統制委員会のほうでは、その用意は十二分にできていたと見るべきであろう。

さて、ニジニノヴゴロド県党組織での肅清については、ミコヤンの回想が参考になる。この組織では、肅清前に、労働者反対派支持者と中央から派遣されたミコヤンらとの間にかんがりの軋轢が生じていたが、結局ミコヤンらが組織を制した。労働者反対派支持者たちは、八月から開始された肅清について、県の点検委員会が反対派に属していた者を「機械的に肅清」しており、「集団的肅清」すらなされている、と申し立てていた。このため、中央統制委員ソリツが、八月と一月の二度にわたって実情調査のため同県を訪れた。彼は結局県点検委員会の活動に肯定的な評価を下し、中央委員会と中央統制委員会にそのむね報告した^⑪。真相はここでも明らかではないのであるが、反対派支持者が、反対派に対する「機

械的」、「集团的」肅清について、執拗に苦情を申し立てていたという事実は注目すべきであろう。

肅清の中間報告は、二一年一二月の第一回党協議会で、中央点検委員会を代表してザルツキーが行なっている。この報告は、即時に刊行された『党協議会要報』（速記録）に収録されている。ザルツキーは、多くの県で軋轢が生じたが、原則上の対立はなかったと述べている。残念ながら、肅清の具体的問題点が提起されたかもしれない「討論」の部分は、すっかり省かれていたのである。

全国的肅清終了後、二二年三月（日付不明）に刊行された『ロシア共産党（ボ）中央委員会通報』第四（四〇）号所収の中央委員会報告は、ミヤスニコフ問題、「二二人」の問題、ネツプと小ブルジョアの影響の問題等を取り上げたのち、肅清問題に移り、肅清キャンペーンは全体として完全に満足できるものであったと述べている。報告は、「党肅清は党を分解させるような諸現象に対する強力な闘争手段の一つであった」とも述べている。そのような諸現象に反対派活動も含まれるのかどうか。これについては、報告は明言を避けている。

三月末から四月初めにかけて開催された第一回党大会で、肅清に関する報告を行なったのは、ザルツキーではなく、同じく中央点検委員のシキリヤートフであった。この報告では、肅清のさいの反対派弾圧の問題は直接には取り上げられていない。しかし、筆者は、報告の次の部分に注意を促したい。「わが党の点検一般に関しては、その主要な課題は、わが党に押し入った詐欺師を除名することにのみあつたのではない。最も重要な課題は、異質分子を、それどころか、恐らくは誠実な人物であろうが、わが党と共通するものを何ら有していない人物を見出すことであつた。わが党があれこれの屈曲を行なっている時機には——わが党はしばしば屈曲と転換を行なっているのだが——、このような分子は「党の」分解を招く行動をなしているのである。」

「屈曲と転換」、「誠実だが党と共通するものなき人物」——ここに、それぞれ「二一年中の経済的政治的転換」、「共産党であることと相容れない思想を持つ者」という語を重ね合わせてみるのが不当でないとすれば、二二年党肅清が、腐

敗分子や無活動分子ばかりでなく、反対派をも対象としていたと推測する根拠の一つがここにあるといえないであろうか。

ここでシキリヤートフのその後を一瞥することも、あながち無駄ではあるまい。二三年の第一二回党大会は、統制委員会と国家保安部等との関係を密にすることを決定したが、この大会で中央統制委員会報告を行なったのは、第一一回党大会での報告者ソリツではなく、シキリヤートフであった^⑭。彼は第一一回党大会で中央統制委員に選出され、たちまち統制委員会を代表するような地位を獲得したのである。彼はのちスターリンの血の粛清においてエジヨフの助手として辣腕を振り、エジヨフ失脚ののちも生き残って、彼のパトロンの死の翌年（五四年）、名声のなかで生涯を終えた^⑮。ソリツはといえば、かつて左翼共産主義者に同調していた彼は、その後は党中央の方針を忠実に守り、党の要職についていたが、三〇年代に失脚し、四五年に死亡した。ちなみに、ザルツキーは、数年後にトロツキー派に加わり、三七年に獄死した。

第一一回党大会でのシキリヤートフ報告は、ジノヴィエフの「党の強化」の報告の直前に行なわれ、大会の注意は粛清後の黨員採用策のほうに向けられた。粛清と反対派弾圧との関連については討議されなかった。無論ニジニノヴゴロド組織の例も持ち出されなかった。すでに反対派を離れていたクトゥーゾフがモスクワの労働者反対派の問題に触れているだけである。かつて反対派に属していたコルジノフも、粛清が反対派に向けられたとは述べていない^⑯。

労働者反対派の指導者——シリヤープニコフ、コロンタイ、メドヴェージェフ——は、中央統制委員会の活動に関しては、（大会が討論中止の動議を否決したために）「二二人の宣言」等に関する自己の言い分を陳述している^⑰。しかし、粛清と「党の強化」の問題については、彼らは発言を許されなかったのである。

しかし、筆者は、労働者反対派に関する資料集（二六年刊）の編集部解説のなかに、粛清についての反対派の見解が取り上げられているのを見出した。それによれば、『労働者反対派』の支持者たちは、『粛清は正しく行なわれなかった』（二二人問題に関するコミンテルン執行委員会「特別審査」委員会の会議における同志シリヤープニコフおよび同志コロンタイの言明）と、また、粛清にさいして反対派のメンバーが除名されたと主張したという^⑱。これなども、二一年粛清が

反対派「懲罰」にも利用されたのではなからうかという推論を補強するものになりうると思われるのである。

第一一回党大会をもって、労働者反対派はほぼ完全に崩壊した。二三年の第一二回党大会では、労働者反対派の姿は見られなかった。翌二四年の第一三回党大会で、「進行中の粛清」では「反対派の一部分」が、実際のところは「反対派ゆえに」除名されている、と叫んだのは、労働者反対派のメンバーではなく、政策批判を開始したトロツキー派のメンバー、プレオブラジエンスキーであった。^{①④}「反対派」とは、いうまでもなくトロツキー派のことであった。

労働者反対派に属していた人々は、三〇年代の粛清の嵐のなかで大弾圧を受ける運命にあった。シリャーブニコフは、一時トロツキー派と手を組み、三三年に党から除名されたのち、三七年に逮捕され、四三年に獄死した。メドヴェージェフもトロツキー派に接近し、二度除名され、三八年に獄死した。外交活動に移されたコロンタイは、一切の反対派活動から手を引き、粛清のなかを生き延びた。しかし、これは例外であり、彼女と同じく反対派活動から完全に離脱していた多くの者(イグナトフ、クトゥーゾフら)がスターリン時代に逮捕され、獄死したのである。^{②③}

① ①の事件については、Ленин. Соч., 3-ое изд., т. 26, стр. 688-684, прим. 211; XI съезд, стр. 748-749; Дмитриев, стр. 147-148 参照。

② XI съезд, стр. 691.

③ Там же, стр. 360.

④ Там же, стр. 359, 388.

⑤ «Рабочая оппозиция», Материалы и документы, 1920-1926 гг. М.-Л., 1926 (以下「Рабочая оппозиция», Мат. и док. 省略) стр. 154.

⑥ XI съезд, стр. 750.

⑦ ①の事件については、特に「Известия ЦК РКП(б)», No. 32, 6 августа 1921 г., стр. 3-4 参照。

⑧ ①の事件については、特に Там же, стр. 2-3; XI съезд, стр. 261-

264; Карл 第二卷 二四二—二四三頁。

⑨ Ленин. Соч., 3-ое изд., т. 27, стр. 538, прим. 121; «Рабочая оппозиция», Мат. и док., стр. 48-50; XI съезд, стр. 173, 577, 748.

⑩ Там же, стр. 173.

⑪ Зюбин, стр. 80 (ソ連の革命と言論自由のこと)。また、Ленин.

Соч., 3-ое изд., т. 27, стр. 538, прим. 121 への「解任」を記している。
⑫ В. E. Clements, *Bolshevik Feminist: The Life of Aleksandra Kollontai*, Bloomington and London, 1979, p. 304, note 42 参照。

⑬ ①の事件については、N. V. Kutzov 著 N. V. Kuznetsov 訳。

⑭ XI съезд, стр. 749-750.

⑮ Там же, стр. 751-752.

⑯ Там же, стр. 177.

- ① Там же, стр. 580.
- ② 水一筆一筆 一寸四四〇
- ③ Примова, стр. 59.
- ④ Дмитрико, стр. 149.
- ⑤ XI съезд, стр. 471.
- ⑥ Там же, стр. 54, 183; Дмитрико, стр. 149.
- ⑦ Примова, стр. 29-95; Дмитрико, стр. 124-157.
- ⑧ Rigby, p. 98.
- ⑨ Ibid, fn. 16.—Саратовская партийная организация в году восстановления народного хозяйства. Саратов, 1960, стр. 37 (註未記) への註
- ⑩ X съезд, стр. 402.
- ⑪ И. М. Москаленко. ЦКК в борьбе за единство и чистоту партийных рядов. М., 1973, стр. 170; его же. Органа партийного контроля в период строительства социализма. М., 1981, стр. 47.
- ⑫ Москаленко (1973), стр. 168; Москаленко (1981), стр. 47.
- ⑬ XI съезд, стр. 694. 〇カリ、統制委員会が粛清の仕事を受け継いだのである。キロツフによれば、統制委員会の点検により、二二—二三年に六万の黨員が除名されたこと(「Принадлежит съезд РКП(б). Стенографический отчет. М., 1963 (第XIII съезд 2動) 〇 стр. 489)。
- ⑭ А. И. Минкояи. Мысли и воспоминания о В. И. Ленине. М., 1970, стр. 209. 〇れば、すべしキロツフが取り上げつゝ(Service, p. 165)。А. И. Минкояи. В начале двадцатых... М., 1975, стр. 134 への同様の内容である。
- ⑮ Всероссийская конференция РКП(б). Боллетень. No. 4, 22 декабря 1921 г., стр. 19-23. 藤本和貴夫氏の御好意に感謝。
- ⑯ «Известия ЦК РКП(б)», No. 4 (40), апрель 1922 г., стр. 13; XI съезд, стр. 650.
- ⑰ Там же, стр. 372.
- ⑱ Девидацкий съезд РКП(б), Стенографический отчет. М., 1968, стр. 700.
- ⑲ Там же, стр. 241-249. 註抜きと承認された。
- ⑳ 黨員の経歴について、ノーリン全集、党大會議事録、BC9 各版、Советская историческая энциклопедия. М., 1961-1976. マナブ・メドヴェーエフ、石澤訳『共産主義とは何か』上・下、三書房、一九七三—七四年、ノンハクの前掲書『Who Was Who in the USSR, Metuchen, New Jersey, 1972 等』を参照。
- ㉑ XI съезд, стр. 465-467.
- ㉒ Там же, стр. 178.
- ㉓ Там же, стр. 186-189, 191-201.
- ㉔ 第一回党大會議事録所収の「Комитетом (特別審査) 委員会會議事録」(速記録ではない) にも、この二人が、粛清は「著しく台なつたされた(例—ジャーリツィン組織)」と述べたと記されてゐる(там же, стр. 754)。
- ㉕ «Рабочая оппозиция», Мат. и Док., стр. 48.
- ㉖ XIII съезд, стр. 192-193.
- ㉗ 党中央委員候補だったキセリョフも三八年に獄死。反対派の指導者のひとりルトヴィノフは、すでに二四年に自殺。本稿に出てきたロジノフも二六年に世を去つてゐる。

五 肅清の結果

肅清の統計上の結果に關する、いまのところ最も詳細な資料は、前掲の『ロシア共産党（ボ）中央委員会通報』第四（四〇）号所収の「一九二一年におけるロシア共産党の点検、再審査、肅清の結果」についての報告である。この報告は、ウクライナ、カフカースをも扱っているが、結果がまだ知られていなかったブリャンスク、アストラハン、トゥルケスタンは除外している。肅清により離党した者の総数は一五万九三五五人である。肅清前の黨員数が六五万八八三九人とされているから、二四・二%が離党したのである。二四・二%の内訳は、除名二〇・七%（一三万六三八六六人）、自発的離党二・七%（二万七七九六六人）、黨員候補への降格〇・八%（五一七三三人）である（百分比の数字は筆者が算出したもので、原表に記されているものと若干異なる）。なお、ソ連人研究者ドミトレンコは、肅清前の黨員七〇万七〇二四人のうち、離党二四・九%（二七万六一〇六六人）——除名二〇・九%（一四万八二五三人）、自発的離党二・八%（二万九五五一人）、黨員候補への降格一・二%（八四〇二人）——と算定している。^④

まず、他党出身者の肅清を見る。二二年九月にレーニンは、一八年以後入党した元メンシェヴィキの九九%以上を党から追放するよう勧告した。この勧告後、ただちに他党出身者の再肅清を行なった地域もあった。^⑤『ロシア共産党（ボ）中央委員会通報』によれば、他党出身者で離党した者は六〇六九人、全離党者の三・八%であったが、そのうち元メンシェヴィキは第一位で、二二五四人（三五・五%）であった。あとは、元左翼エスエル（二七・〇%）、元右翼エスエル（一五・六%）、元アナキスト（三・六%）の順になっている。^⑥しかし、ソ連人研究者ポドポトフによれば、二二年には二万二五一七人も他党出身者が党内にいて、そのうち四九・四%、即ち一万人以上が元メンシェヴィキおよび元ブンドであった。^⑦レーニンの強い要請にもかかわらず、多数の元メンシェヴィキが除名を免れたものと思われる。一三年という遅い年に共産党に入ることを許された元メンシェヴィキもいた（かつてメンシェヴィキの指導者のひとりであったマルトゥイノフ、経済学者・統計

学者のストルミリン）。これら元メンシェヴィキのなかには、自分の過去を払拭するために、党にことさらに忠誠を尽す者も多かった。三〇年代の肅清裁判の立役者ヴィンスキー（二〇年入党）などは、その最たる例であろう。彼らについては、メンシェヴィキは「取り入る」性質を持っているというレーニンの辛辣な指摘も、的はずれではない。

除名された者のうち一一万六四七三人について、その除名理由を見てみよう。

一	反革命的的で入党	一・八%
二	元警察官等	一・九%
三	犯罪行為	
	(一) 贈収賄	三・七%
	(二) ゆすり・恐喝	一・〇%
	(三) 権力濫用	四・〇%
	(四) その他	五・七%
四	義務忌避	
	(一) 軍事義務忌避	一・五%
	(二) 労働義務忌避	〇・九%
五	党員にふさわしくない行状	
	(一) 出世主義・利己主義	一三・七%
	(二) 酒浸り・粗暴	一一・〇%
	(三) ブルジョアの生活	一・〇%
	(四) 宗教的儀式挙行	三・九%
	(五) 民族主義・ショーヴィニズム・ユダヤ人嫌い	〇・七%

(四) その他……………八・八%

六 規律違反

(一) 党指令遂行拒否……………一・二%

(二) 消極性……………二二・六%

七 不明・その他……………六・六%

右の表^⑧で判断する限り、除名された者のうち圧倒的多数が腐敗分子・無活動分子であったといえよう。しかし、「党指令遂行拒否」という項目は、反対派に適用されることはなかったであろうか。のちに復党を許された者のうちで一番多かったのは、「取るに足らぬ党規律違反」のかどで除名された者たちであったということが指摘されている^⑨。大いに問題ある項目なのである。

反対派絡みの紛争のあった県を見ても、イワノヴォ・ヴォズネセンスクでは、この県で除名された者のうち「党指令遂行拒否」による者は二六・九%、トヴェーリでは二六・二%と極めて多い。モスクワでは一一・一%、トゥーラでは一四・三%、オムスクでは一三・三%、ペンザでは一一・八%、ニジニノヴゴロドでは一三・五%で、平均よりやや多い。だが、サマラとヤロスラヴリでは、六・四%、五・八%と奇妙に少ない^⑩。

しかし、「党指令遂行拒否」のみを問題にするのは誤りであろう。他の項目が反対派に適用された可能性も大いにある。例えば、かつて反対派支持者が支配していたサマラでは、「権力濫用」「出世主義・利己主義」「酒浸り・粗暴」ゆえの除名の比率が大きい。ヤロスラヴリでは「消極性」の比率が大きく、また理由「不明」の除名が一七・五%もある。モスクワでも、「黨員にふさわしくない行状」のうちの「その他」が四〇・七%と異常に高い^⑪。除名の具体的内容にまで立ち入って検討しなければ、肅清と反対派弾圧との関係については、明確なことはいえないであろう。しかし、細部を照らし出す資料は、はたしてそれが存在するののかも不明なのである。ともかく、『ロシア共産党(ボ)中央委員会通報』の

除名理由に関する統計資料は、粛清が反対派弾圧に利用された可能性を疑いの余地なく打ち消すものでは決してない。

ここで、二一年党粛清と反対派弾圧との関係について、結論を下したい。労働者反対派の指導者たちは粛清を免かれた。この点にははっきりしている。問題は、反対派の下部のメンバーの「懲罰」に粛清が利用されたかどうかということである。粛清が「懲罰」に利用されたということを直接証明する資料は、筆者の知る限りでは存在しない（あるいは存在するとしても公表されていない）。しかし、逆に、粛清が「懲罰」に利用されたということを明確に否定する証拠もないのである。いうまでもなく、粛清の呼びかけに反対派弾圧禁止の一文が挿入されたということは（それ自体は確かに注目すべきことであるが）、実際に反対派が粛清の対象にならなかったということを保証するものではない。しかも、粛清のさいの反対派弾圧の禁止は、この呼びかけ以外の資料には見出せない。労働者反対派を激しく非難した第一〇回党大会の二つの決議、イデオロギー的要素が目立つレーニンの粛清提案、見解を改めぬ反対派に対する激烈な闘争、サラトフ党組織の決議、点検に關する中央統制委員会の最終的決定権、粛清についてのニジニノヴゴロドの反対派の訴え、中央点検委員シキリヤートの発言、コミンテルン執行委員会特別審査委員会会議での反対派指導者の言明……これら一連の事実を勘考するならば、反対派「懲罰」に粛清が利用された疑いは濃厚であると判断できよう。

最後に、労働者反対派がその改善を強く要求していた党の社会的構成が粛清の結果どう変化し、それをめぐってどのような論議が生じたかを概観しておきたい。これについてはリグビーの前掲書が最も詳細な記述を行っており、細部の表現はともかく、事態の大筋は適確に捉えていると思われるので、筆者は基本的にはこれに依拠する。ソ連の研究書の多くは、二一年粛清の結果、党の社会的構成は著しく改善されたと記すばかりで、あえて問題点を剔出しようとしていない。

二一年粛清によって、党の社会的構成はどう変化したであろうか。粛清による離党者の「社会的状態」（革命前の基本的職業が基準）の内訳は、労働者二〇・四％、農民四四・八％、ホワイトカラー二三・八％、「その他・不明」が一一・〇％であった。^⑤

肅清は農民黨員に大きな打撃を与えたのである。小ブルジョアのステヒューヤへの懸念が肅清に反映したと見ることもできよう。他方、プロレタリアに寛大な措置がとられたにもかかわらず、労働者黨員の離党もかなり大きいことに注目すべきである。しかも、現場労働者〔現在の職業〕が労働者である者で離党した者は、離党者全体の一〇・四%、また労働者黨員で離党した者の五三・九%にのぼっている。^⑭労働者黨員のうち現場労働者が占める割合は、明らかに半数よりずっと少なかったのであるから、肅清は、国家と党の要職に就いていた労働者黨員よりも一般労働者黨員に大きな打撃を与えたのである。

ホワイトカラーに対しては、特に厳しい審査が行なわれたはずである。確かに、離党者全体のうちにホワイトカラーが占める割合は大きい^⑮が、しかし、農民のそれよりは小さい。

ストルミリンによれば、党の社会的構成は、二一年初めには、労働者四一・〇%、農民二八・二%、ホワイトカラー・その他三〇・八%であった^⑯のが、二二年には、労働者四四・四%、農民二六・七%、ホワイトカラー・その他二八・九%に変化している。^⑰確かに労働者の比率は増加している。しかし、その増加の割合は非常に小さく、期待はずれのものであったろう。しかも、すでに第一〇回党大会以前から始まっていた、かなりの量の自発的離党(脱党)が党に不安を抱かせていた。第一一回党大会までの自発的離党者のなかにどれほどの労働者が含まれていたかを公式報告は明らかにしていない^⑱が、第一一回党大会でメドヴェーデフは「最良の労働者」が党を去りつつあることが注目を引いていることを指摘し、また、労働者反対派とは何の関係もないマヌイリスキー(ウクライナ共産党書記)も、古参労働者たちが黨員証を公然と突き返しているという事実を明らかにしている。^⑲また、ヴァルディンは、新しい経済的環境のもとで、メンシェヴィキの影響も受けつつ、若者たちが党から離れ始めていると述べている。^⑳大会では、党の「小ブルジョア的変質」をいかにして食い止めるかが、またもや論議にのぼったのである。

党を真にプロレタリア的政党にするためには、より多くのプロレタリアを党に引き入れる必要があることは明白であっ

た。しかし、問題となるのは、はたして徴募されるべき純然たるプロレタリアが存在するかどうかということであった。これについて最も悲観的な意見を持っていたレーニンは、第一回党大会の直前にモロトフに宛てた三つの手紙のなかで、ロシアの労働者は以前に比べてはるかにプロレタリア的でなくなっているのです、他の社会層とほぼ同じだけの注意が彼ら入党にさいして必要とされる、と述べ、他の諸階層ばかりでなく労働者の入党のさいの見習期間をも大幅に延ばすことを提案している。労働者の現在の水準を考量するならば、黨員数が三、四〇万に減少したとしても「それでも多すぎる」というのが、レーニンの見解であった。

党中央委員会は、見習期間延長についてのレーニンの提案は拒否したものの、レーニンの見解を基本的には受け容れた。第一回党大会の「党の強化についての報告」のなかで、ジノヴィエフは、労働者階級は革命の激動のなかで脱階級化してしまい、その最良の者は「農村へ、軍へ、国家諸機関へ」吸収されるか、あるいは戦死してしまったことを指摘し、(一)現在の黨員の質的改善、文化水準の向上に力を入れること、(二)「健全な精神を党内に持ち込む同志のみ」に入党を許すこと、を提案した。^②

しかし、若干の代議員がこの提案に対して異議を唱えた。モスクワ県党書記ゼレーンスキーは、下層大衆と結びつくためには党細胞の量的拡大が必要であり、労働者を党に積極的に徴募すべきである、と主張した。^③ また、ピケリは、労働者の九〇%が脱階級化しているというジノヴィエフの見解を受け容れるとしても、党内にいるのは労働者のほんの一角にすぎず、残りの九%の意識性ある労働者は党外にとどまっているということに注意を促した。^④

ジノヴィエフの提案は結局大会で承認され、^⑤ 党は、現在の黨員の訓練と入党の厳しい制限という方針を定めたのであるが、他方で、党外の労働者を積極的に党に引き入れるべきであるとの見解も残存していたのである。

二一年党肅清は農民黨員に大打撃を与えたが、その後も、除名と自発的離党により、農村細胞は急速に減少していった。党指導部は、初め、この現象を、共産主義と相容れない分子がネットの条件下で党を去っているのと解釈していた。

しかし、やがて、農民の離党が決して富農に限らないこと、農村における党の基礎がまさに消滅しようとしていることが明らかにされ、党は、農村における党活動の一層の強化の必要性を認識するにいたったが、農民の大量採用に踏みきるのは二四年末になってからである。

ホワイトカラー層は、入党と除名の双方における差別的措置にもかかわらず、あまり減少しなかった。全党員数に占める彼らの比率は、二一〜二四年に三・六%しか減少していない。しかも、この社会層の分類は革命前の基本的職業によるものである。かつては現場労働者や勤労農民であったとしても現在は国家と党の要職にある黨員の数は極めて多かつた。ホワイトカラー層と行政的管理的要職にある元労働者を大量に包含する党を、現場労働者および勤労農民といかにして緊密に結びつけるかという問題は依然重大な問題として残った。

二四年初め、党は「レーニン記念入党」の大運動を展開し、現場労働者を大量に採用した(翌年の「第二次レーニン記念入党」では、農民をも採用)。党と大衆との結びつきを強める役割を果すべき要因の補充の必要、経済復興に伴なう労働者階級の増大、黨員大量採用に反対していたレーニンの病氣と死去(二四年一月)、等の要因のほか、明らかに党内闘争がこの「レーニン記念入党」に関係していた。長年にわたる徹底的なキャンペーンによって労働者間での労働者反対派の影響はほとんど消えてしまっていた。新たな反対派として登場したトロツキー派の主要基盤は、青年(特に学生)とソヴィエト職員にあった。党機構の要所を掌中に収め、ジノヴィエフ、カールネフと組んでトロツキーに対抗していたスターリンは、党への労働者の大量採用に踏み切る動機を十分に持っていた。トロツキーは労働者の採用に反対しはしなかった。もっとも、彼は慎重な採用を勧めていた。しかし、「レーニン記念入党」は、個人的精査の方法よりは、むしろ集団的方法で行なわれたふしがある。他方、これと平行して大学細胞とソヴィエト細胞(まさにトロツキー派の基盤)の粛清が進められ一万二〇〇〇人が除名されたが、「レーニン記念入党」による新人の大量採用の結果、党は、二四年一月の三五万(黨員候補を含めて四七万)から、二五年一月の四四万(八〇万)、へと膨張した。労働者黨員の比率も高まり、二五年一月には、一八年

以来初めて五割となった^①。しかし、かつて労働者反対派が執拗に唱えていた、労働者大衆の自主活動とイニシアティブ、党内での批判と討論の自由、等の拡大は、この党的膨張、社会的構成の改善に随伴していなかったのである。

- ① 《Известия ЦК РКП(б)》, No. 4 (40), март 1922 г., стр. 20-45.
- ② Там же, стр. 20.
- ③ Там же.
- ④ Даниренко, стр. 142. 文章は第三回党大会で、二一年黨綱の結果一八万の黨員・同候補を離党したと記した(XIII съезд, стр. 488-489)。
- ⑤ XI съезд, стр. 374.
- ⑥ 《Известия ЦК РКП(б)》, No. 4 (40), март 1922 г., стр. 22, 37.
- ⑦ П. А. Подологов, Крах эсеро-меньшевистской контрреволюции, Л., 1975, стр. 39.
- ⑧ 《Известия ЦК РКП(б)》, No. 4 (40), март 1922 г., стр. 44-45.
- ⑨ Москваенко (1973), стр. 170.
- ⑩ 《Известия ЦК РКП(б)》, No. 4 (40), март 1922 г., стр. 38-41.
- ⑪ Там же.
- ⑫ Rigby, pp. 97-109. 農民關係には参内前掲書が非常に詳細。
- ⑬ 《Известия ЦК РКП(б)》, No. 4 (40), март 1922 г., стр. 21.
- ⑭ Там же.
- ⑮ 一九二一年秋の一万七千三百三人の黨員についての調査には、現場労働者 24118 名だが、《Известия ЦК РКП(б)》, No. 15, 24 марта 1920 г., стр. 17、二〇年初めた「社会的状態」が、「労働者」による黨員は、全党員の四三・八% (BC3, 1-oe изд., т. 11, М.-Л., 1930, столб. 533, таблица 6)。また、二二年には、黨員・同候補の五分一は、運輸細胞に属してゐた者(管理職の者を除く)が二七・六%であった。(С. Г. Струмилин, Избранные произведения в пяти томах,
- ① Т. I, М., 1963, стр. 27) 同様に「社会的状態」が、「労働者」による黨員は、全党員の四三・八% (BC3, 1-oe изд., т. 11, М.-Л., 1930, столб. 533, таблица 6)。
- ② Струмилин, стр. 279, таблица 66.
- ③ XI съезд, стр. 119.
- ④ Там же, стр. 438.
- ⑤ Там же, стр. 448-449.
- ⑥ Ленин, ПСС., т. 45, стр. 17-21. 『全集』三三卷「二五五—二五九頁(第一信の邦訳はなし)」。
- ⑦ XI съезд, стр. 387-388.
- ⑧ Там же, стр. 404.
- ⑨ Там же, стр. 444-445.
- ⑩ Там же, стр. 455.
- ⑪ Там же, стр. 545.
- ⑫ 《Известия ЦК РКП(б)》, No. 9 (45), сентябрь 1922 г., стр. 37.
- ⑬ BC3, 1-oe изд., т. 11, М.-Л., 1930, столб. 533, таблица 6.
- ⑭ 「ナーリン記念入党」で述べた E. H. Савт, *The Intelligentsia, 1923-1924*, London, 1954, pp. 352-356, 386; Rigby, pp. 110-131; Андрухов, стр. 92-98. 「ドイッチャー」田中他訳『武力なき革命者・ドロンキー』新潮社、一九六四年「一四九—一五〇頁」等を参照。
- ⑮ XIII съезд, стр. 840, прим. 113.
- ⑯ КПСС в цифрах.—《Коммунист》, 1967, No. 15, стр. 91.
- ⑰ BC3, 1-oe изд., т. 11, М.-Л., 1930, столб. 533, таблица 6.

(山口大学文学部助教)

La théorie de *Xunzi* 荀子 sur l'Etat

par

Shin-ichirô Watanabe

Lorsque *Xunzi* essaya de construire sa théorie de l'Etat, il se trouva devant les réalités des principautés où les diverses couches populaires étaient gouvernées avec bureaucratie. Il considère de tels Etats comme fondés sur la division du travail, et les justifie avec son idée de la *li* 礼 dont la conception centrale est la *fen* 分, la condition selon laquelle chacun doit vivre. On pourrait dire qu'il a hérité de la théorie de la *mingfen* 名分, théorie énoncée par l'école de *Huanglao* 黄老 et celle de *Mingjia* 名家 de *Jixia* 稷下, et de la théorie du *zunzixiaoren* 君子小人, théorie énoncée par *Mengzi* 孟子, mais qu'il les analyse en les critiquant et les enrichit davantage; ensuite il élabore sa propre théorie en la synthétisant du point de vue de la *li*.

Dans cet article, nous étudierons la substance d'une telle théorie de *Xunzi* sur l'Etat et ses traits historiques.

Чистка РКП(б) 1921 года

Содзи Амакава

Чистка РКП(б), проведенная в 1921 году с целью устранения из партии испорченных и бездеятельных элементов и улучшения ее социального состава, казалась бы на вид совсем иной, чем жестокая и мерзкая чистка тридцатых годов.

Но разве они не имеют никакого отношения друг к другу в действительности? Не существует ли какой-нибудь непрерывной связи между этими событиями?

То есть, речь идет здесь об отношении чистки 1921 года к репрессии против бывшей «рабочей оппозиции». Хотя мы не находим никаких материалов, свидетельствующих о использовании чисткой для репрессии против «рабочей оппозиции», можно заключить, что имеется возможность того, что чистка 1921 года была использована как средство для репрессии против низких слоев «рабочей оппозиции».

Это заключение получается на основе ряда фактов, как например, 1) две резолюции в десятом съезде РКП(б), строго обвиняющие «рабочую оппозицию»; 2) предложения Ленина о проведении чистки, в которых ярко отражается его идеологическая позиция; 3) резолюция саратовской партийной организации; 4) роль Центральной контрольной комиссии; 5) жалобы сторонников «рабочей оппозиции» в Нижнем Новгороде; 6) выступление члена Центральной проверочной комиссии Шкирятова; 7) заявления руководителей «рабочей оппозиции» на заседании комиссии ИККИ и т. п.

On the Enlargement of *Kokufu* 国府 Plan According to the Raising of Provincial Status

by

Jiro Yonekura

Ancient Imperial Japan was divided into about 70 provinces. They were graded in four grades, namely large, upper, middle and lower. The plan of *Kokufu* (Administration Center of province) was also graded. 8 *cho* (1 *cho* = 109 m) square for large and upper province, 6 *cho* square for middle, and 5 *cho* square for lower province.

When provincial status was raised, the plan of *Kokufu* would be raised accordingly. The author discussed plans of *Kokufu* of Suwo (present Hofu city), Awa (present Tokushima city) and Chikugo (present Kurume city) and concluded that plans were enlarged from middle rank to upper rank.

On the other hand, many other provinces which were ranked higher, established new *Kokufus* with larger scale at another places. The shiftings of *Kokufu* were discussed in Wowari (Aichi prefecture), Kai (Yamanashi pref.), Wakasa, (Fukui pref.), Bingo, Aki (Hiroshima pref.), Buzen, and Bungo provinces (Oita pref.).